

「リーグ保証制度」 のご案内！

商工会議所の会員である中小企業者の方に対しまして、商工会議所、金融機関、保証協会が連携して、資金繰りを簡易・迅速に支援する保証制度です

対象は

- ◆ 商工会議所の会員となっておられる中小企業の方です
- ◆ 会費を完納していること

■ご利用を希望される場合、商工会議所の「確認書」が必要になります。

保証限度額 **500万円**

担保不要

保証人は

(法人の場合) 代表者のみ

(個人の場合) 不要(例外あり)

◎主な内容

区分	内容
対象要件	・ 同一事業を1年以上営業をしている方 ・ 法人事業者は年商以上の借入金がないこと。個人事業者は所得があること
保証限度額	500万円以内、かつ運転資金の場合は平均月商3ヶ月以内 但し、保証後の総保証残高は5,000万円以内
資金使途	運転・設備
保証期間	7年以内(据置6ヶ月以内)
保証料	年0.45%~1.9%(中小企業会計割引適用あり)
貸付利率	金融機関所定の金利
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要
担保	原則不要
主な必要書類	直近2期分の決算書・確定申告書、商工会議所発行の確認書
申込窓口	各金融機関

※ 保証協会の審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは広島県信用保証協会呉支所 (TEL21-9281)へお問合せください。
提出用紙の DL① [「リーグ保証」確認書発行願い](#)

② [個人情報の提供に関する同意書](#) (個人事業者のみ必要)